

# TaXavvy 日本語版

2022年度税制改正案 (速報版)

2021年10月31日



本TaXavvy日本語版は、2021年10月29日に発表された2022年度予算スピーチをもとに作成されています。今後、財務法案の公表などを踏まえ、必要に応じて追加のご案内をさせて頂きます。

# ハイライト

1



RM1億を超える所得に高税率の適用

33%

RM1億超の課税所得に対して33%の法人税率

2



国外源泉所得に対する課税



マレーシアに送金された国外源泉所得の免税の撤廃

コロナ禍のもとで高い利益を稼得した中小企業以外の会社に対して、一年度限りの特別の税率が適用されます。

(2022課税年度に適用)

3



特別自主開示プログラム  
(Special Voluntary Disclosure Program ("SVDP"))

100%

50%

1st Phase

2nd Phase

間接税のSVDP  
の導入

4



欠損金の繰越し

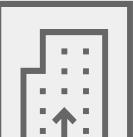


欠損金の繰越し期間の  
延長

間接税の特別自主開示プログラム (SVDP)が導入され、ペナルティが第1フェーズで100%、第2フェーズで50%減免されます。

(適用開始日は未定)

5



特別再投資控除  
(Special Reinvestment Allowance ("RA"))

適用期間の延長

+2 years

6



個人に対する不動産利得税



個人の取得後5年超の不動産売却に係る不動産利得税が免税

2020課税年度から2022課税年度までの特別再投資控除 (RA) が、2024課税年度までに延長されます。

(2023、2024課税年度に適用)

マレーシア人や永住権者が取得してから5年超が経過した不動産の売却に関して、不動産利得税の税率が5%から0%に変わります。

(2022年1月1日より適用)



# 目次

項目	ページ
1. 法人税	5
2. 優遇税制	8
3. 個人所得税	11
4. 間接税	13
5. その他(印紙税・不動産利得税・税務執行)	15

1

# 法人税

# 法人税

## 1. RM1億超の課税所得に対する33%の法人税率の適用(2022課税年度のみ)

現在の法人税率は以下の通りです。

- 中小企業(SME)に該当する会社\*:
  - 課税所得のうち RM600,000までの部分 - 17%
  - 課税所得のうち RM600,000超の部分 - 24%
- その他の会社 - 24%

\*資本RM250万以下かつ事業収益がRM5千万以下の会社(親会社等の資本もRM250万以下である必要があります)

コロナ禍の影響を受けた層を支援する政府の取組みの一環として、SME以外の会社に対して、以下の税率を適用することが提案されました。

- 課税所得のうち RM1億までの部分 - 24%
- 課税所得のうち RM1億超の部分 - 33%

(2022課税年度に適用)

## 2. マレーシアに送金される国外源泉所得に対する課税

現在、銀行、保険、海上・航空輸送の事業を営む居住会社以外の者がマレーシアで受け取るマレーシア国外源泉所得は、1967年所得税法のスケジュール 6、パラグラフ28に基づき、所得税が免除されています。

今回、マレーシア居住者がマレーシアで受け取る国外源泉所得に対して課税することが提案されました。

(2022年1月1日から適用)

**PwCコメント:** この改正案は、欧州連合(EU)理事会による、有害な国外所得免税レジームを改正または廃止することを約束する国・地域のリスト(いわゆる「グレーリスト」)に最近マレーシアが含まれたこと([TaXavvy 28/2021](#)をご参照ください)に対する、政府の対応とも言えます。マレーシアが長年にわたって採用してきた国外所得免税方式からの大きな転換になります。

予算演説のAppendixに記載されている情報を踏まえると、以下のような点が懸念されます。

- 納税者が国外で得た所得をマレーシアでの再投資のために還流することを阻害する可能性があり、導入まで一定の猶予期間を設ける可能性はあるか。
- 国外源泉所得の範囲は広範であると考えられ、事業所得と受動的所得(例: 利子、ロイヤリティー、配当金)の両方が課税対象に含まれる可能性がある。
- 2022年1月1日より前に発生し、2022年1月1日以降に受け取った所得も課税対象となるのかが不明確である。2022年1月1日以降に発生した所得のみに課税する旨の経過措置は設けられるか。
- EUの要件を満たしつつも国外の事業所得や子会社配当を免税とするシンガポールなど、国外所得免税の形態を採用する諸外国と比較して、マレーシアは税制面での競争力を維持できるか。
- 個人の居住者は、マレーシアに送金された国外源泉所得に対する現行の免税措置を引き続き享受できるか。

# 法人税

## 3 欠損金の繰越し期間

### 現行

2019課税年度より、欠損金の繰越しに7年間の制限が設けられました。

経過措置として、2018課税年度まで繰り越されてきた欠損金の残高についても、7年間つまり2025課税年度まで繰り越すことができます。

### 提案

以下の改正案が示されました。

- ・ 欠損金の繰越し期間が、10年間(課税年度)に延長されます。
- ・ 2018課税年度まで繰り越されてきた欠損金の残高についても、10年間つまり2028課税年度まで繰り越すことができます。

(2019課税年度より適用)

## 4 法人税の見積り税額(予定納税額)の11か月目における修正

### 現行

会社は、ある課税年度の法人税の見積り税額を、当該年度開始日の30日前までに提出する必要があります。当該年度の6か月目と9か月目には、修正見積り税額を提出することができます。

### 提案

2022年10月31日までにおいて、会社は、課税年度の11か月目にも修正見積り税額を提出することができます。

**PwCコメント:** 適用に関して明確化が求められます。特に、決算月に応じて、適用課税年度が以下の通りとなるかの確認が必要です。

適用課税年度	会社の決算月
2021	2021年12月期
2022	2022年1月期から11月期



2

## 優遇稅制



# 優遇税制

## 1 デジタル経済圏促進スキームに対する優遇税制

### 現行

マルチメディア・スーパー・コリドー(MSC)のもとで承認事業を行う会社は、以下のいずれかの優遇を受けられます。

- I. 特定のMSC地域に所在する会社
  - 10年間にわたる法人税の100%の免税
  - 5年間にわたる、適格資本的支出の100%の投資税額控除(各年度の法定所得の70%相当額まで控除可能)
- II. MSC地域外に所在する会社
  - 5年間にわたる法人税の70%の免税

マレーシアに拠点を移管し、IR4.0のテクノロジーやデジタル化を採用する会社を含む一定のサービスセクターに対する新規投資を行う会社

- I. 新設会社
  - 10年間にわたり、0%から10%の法人税率
- II. 新たなサービスセクターでの事業を行う既存会社
  - 10年間にわたり、10%の法人税率

### 提案

デジタル経済圏の包括的発展を支援するために、デジタル経済圏促進スキーム(DESAC)のもとでの事業活動に対して、以下の税務上の優遇措置を付与する。

- I. デジタル技術を提供する会社
  - a. 新設会社
    - 10年間を上限として、0%から10%の法人税率
  - b. 新たなサービス事業や分野に進出する既存企業
    - 10年間を上限として、10%の法人税率
- II. デジタルインフラを提供する会社
  - 10年間にわたる、適格資本的支出の100%の投資税額控除(各年度の法定所得の100%相当額まで控除可能)

(2021年10月30日から2025年12月31日までにMIDAが受理した申請に対して適用)

## 2 特別再投資控除(RA)の延長

### 現行

2020課税年度から2022課税年度までの3年間、製造業および一部の農業に対する特別再投資控除が認められています。

特別再投資控除は、各年度の法定所得の70%相当額を限度として、適格プロジェクトのために発生した適格資本的支出の60%相当額を控除できる制度です(財務大臣が定める一定の生産性を達成した場合、法定所得の100%相当額を限度に控除できます)。

### 提案

左記の特別再投資控除が2年間延長され、2024課税年度まで利用可能になります。

(2023課税年度および2024課税年度に適用)



## 3 改修・改装費用に係る控除の延長

### 現行

2020年3月1日から2021年12月31日までの期間に発生した事業所の改修・改装の費用に対して、期間全体を通してRM300,000を上限に、特別の控除(損金算入)が付与されています。

### 提案

左記の特別控除が、2022年12月31日までの期間に発生した費用を対象として、延長されることが提案されました。

(2022年1月1日から2022年12月31日までの期間に適用)

**PwCコメント:** 予算演説では、換気や客席数などのSOPを遵守している場合に上記の延長が適用されると述べられていました。したがって、延長期間においては、適用範囲が従来より狭くなるのかについて、明確化が期待されます。

## 4 従業員のワクチンのブースター接種に係る会社負担額の損金算入

会社が自社の従業員のためにワクチンのブースター接種の費用を負担した場合、当該費用が損金算入されることが提案されました。

**PwCコメント:** 2022年から適用されることが予算演説で示されていたものの、具体的な適用開始日は公表されていません。

## 5 その他の改正案

- 社会的企業に対する3年間の法人税の免税  
(2022年1月1日から2023年12月31日までの期間に財務省が受理した申請に適用)
- グリーン優遇税制の対象に雨水収穫システム(Rainwater Harvesting System / RHS)を追加  
(2022年1月1日から2023年12月31日までの期間にMIDAが受理した申請に適用)
- マレーシア人の学生に対する一定の奨学金の支給の二重控除の措置に関して、学科の制限(エンジニアリング、テクノロジー)を撤廃し、全学科に適用  
(2022課税年度から2025課税年度に適用)
- 一定のインターンシッププログラムに係る二重控除に関して、対象学生の範囲を拡大 博士課程、専門課程(Professional Certificate)、SKM(Malaysian Skills Certificate)1級・2級を含む  
(2022課税年度から2025課税年度に適用)
- 製造業・製造関連サービス業の会社の従業員宿舎の賃料RM50,000を上限とする二重控除(「Safe@Work」イニシアチブ)について、適用期間を2022年12月31日まで延長
- 新設の中小企業(MSME)に対する3年間にわたるRM20,000の税額控除について、適用期間を2022年12月31日まで延長
- 不動産保有者の一定の賃料免除に係る損金算入措置について、適用期間を2022年6月まで延長

3

## 個人所得稅



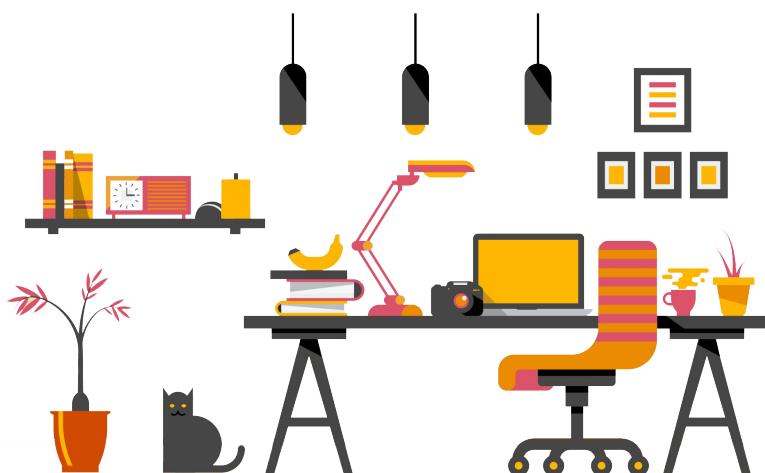
# 個人所得稅

## 所得控除に係る主な改正案

改正や延長の内容	適用時期
電気自動車(EV)の充電設備の設置・購入費用や利用料についてRM2,500を上限とする所得控除の導入	2022課税年度および2023課税年度に適用
RM2,500を上限とするパソコン、スマートフォン、タブレットの購入額の所得控除の1年間の延長	2022課税年度に適用
RM1,000を上限とする国内旅行費用の所得控除の年間の延長	2022課税年度に適用
RM8,000を上限とする医療費控除の範囲が拡大し、メンタルヘルスの受診も対象に	2022課税年度より適用
保育所・幼稚園の料金の支払に係る所得控除の増額RM2,000からRM3,000に)の延長	2022課税年度および2023課税年度に適用
RM4,000を上限とするEPFの所得控除について、従業員が自主的に拠出した金額も対象に拡大	2022課税年度より適用
RM250を上限とするSOCSO拠出額の所得控除について、失業保険(Employment Insurance Scheme / EIS)への拠出額も対象とし、上限をRM350に引き上げ	2022課税年度より適用

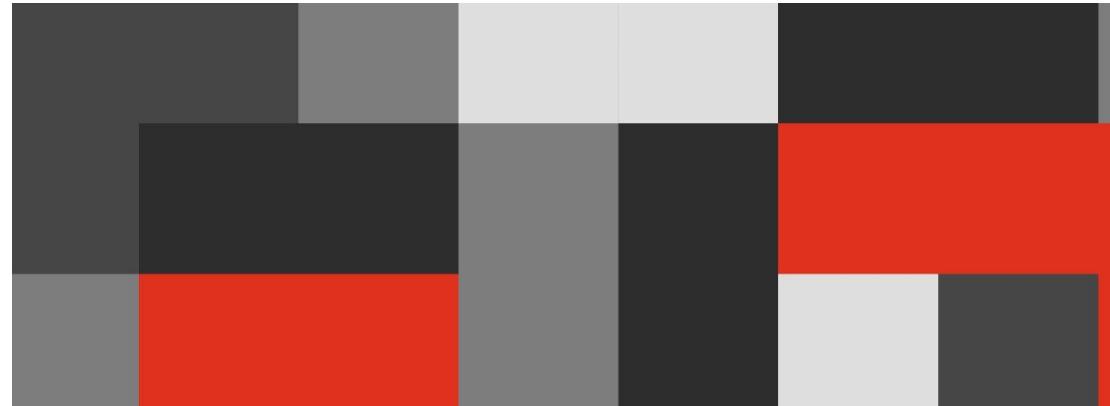
## その他の主な改正案

- 雇用主によるEPF最低拠出率の11%から9%への引下げについて、適用期間を6か月延長し、2022年6月までとする。
- 短期経済回復計画(PENJANA)における事業拠点移管の優遇措置をMIDAから承認された会社のトップマネジメントの外国人に対する一律15%の所得税の適用について、申請期限を2022年12月31日までに延長
- eスポーツ競技の賞金に係る所得税の免除



4

# 間接税



# 間接税

## 1 特別自主開示プログラム (Special Voluntary Disclosure Program / SVDP) の導入

### 現行

現状、間接税の税法には、納税者が間接税の過少申告や納付もれに係る自主開示(自主修正)をした場合のペナルティの減免について、特に規定がありません。

そのため、減免を受けられるかどうかは、個別ケースにおいて、納税者の申請に基づき財務大臣または税関の長官が減免を承認するかどうかによります。

### 提案

間接税の特別自主開示プログラムがフェーズで導入され、以下ペナルティの減免を受けられます。

- 第1フェーズ: ペナルティの100%の免除
- 第2フェーズ: ペナルティの50%の免除

上記に加え、場合によっては、未納の本税の減免が考慮される可能性もあります。

(適用開始日は未定です。)

## 2 電気自動車 (EV) の国内製造および輸入に係る輸入関税・物品税(excise duty)・売上税の免除

### 現行

CBUの電気自動車の輸入に対しては、例外を除き、輸入関税・物品税(excise duty)・売上税がかかります。

国内で製造される電気自動車については、輸入されるKD部品の輸入関税が免除される一方で、CKDの完成車は物品税と売上税の一部免除が付与されます。

### 提案

電気自動車のCKD部品の輸入に係る輸入関税の免税および、製造に係る物品税と売上税の免税(2022年1月1日から2025年12月31日まで)

CBUの電気自動車の輸入に係る輸入関税と物品税の免税 (2022年1月1日から2023年12月31日まで)

## 間接税のその他の改正案

- 国内で製造される自動車に係る売上税の100%の免税、および輸入車に係る売上税の50%の免税の適用が、2022年6月30日まで延長されます。
- Eコマース事業者を含む配達サービスに対してサービス税が課せられます(飲食の配達やロジスティクスサービスを除く)。(2022年7月1日から適用)
- マレーシア証券取引所の上場株式の売買に係るブローカーサービスに関して、サービス税が免除されます(2022年1月1日から適用)
- 国際空港からクーリエで輸入されるRM500以下の低価格品に対する売上税の免税が、撤廃されます。(2023年1月1日から適用)
- 観光税(Tourism Tax)の免除が、2022年12月31日まで延長されます。
- テーマパーク、演劇、スポーツ競技会、映画館などで課せられる遊興税(Entertainment Duty)の免除が、2022年12月31日まで延長されます。

5



## その他 (印紙税・不動産利得税・税務執行)



# その他 (印紙税・不動産利得税・税務執行)

## 1 上場株式の譲渡に係る証書に対する印紙税の見直し

### 現行

マレーシア証券取引所の上場株式の譲渡に係る証書には、**RM200を上限**として、取引価額の0.1%の印紙税がかかります(取引価額のRM1,000未満の部分は切捨てして計算)。

### 提案

上場株式の譲渡に係る証書に対する印紙税率が**0.15%**に引き上げられることが提案されました(取引価額のRM1,000未満の部分は切捨てして計算)。それに加え、**RM200の上限が撤廃**されます。

(2022年1月1日より適用)

## 2 ローン・融資契約の見直しやリスケジューリングに係る印紙税の免税の延長

### 現行

現在、金融機関と借手の間のローン・融資契約の見直しやリスケジューリングのために2020年3月1日から2021年12月31日の間に締結された契約書については、印紙税が免除されています。

### 提案

左記の免税が、さらに1年間延長されることが提案されました。

(2022年1月1日から2022年12月31日の間に締結された契約書に適用)

## 3 不動産利得税の税率の見直し

現在、マレーシア国民・永住権者が、取得後年超経過した後に不動産(不動産化体会社の株式を含む)を譲渡する場合、譲渡益に対して5%の不動産利得税がかかります。

今回、マレーシア国民・永住権者による取得後年超の不動産の売却に対する税率が、5%から0%に引き下げられることが提案されました。

(2022年1月1日より適用)

## 4 税務コンプライアンス証明書 (Tax Compliance Certificate / TCC)

政府の税収確保策の一環として、税務コンプライアンス証明書が、政府のプロジェクトに入れする条件となります。

(2023年1月1日より適用)

**PwCコメント:** 税務コンプライアンス証明書の詳細は明らかにされていません。たとえば以下のような点の明確化が期待されます。

- 政府プロジェクトの金額要件の有無
- レビュー対象となる税務コンプライアンス状況の年数
- 発行された税務コンプライアンス証明書の有効期間
- 税務コンプライアンス証明書の発行条件
- 税務コンプライアンス証明書の申請方法
- 発行までの審査の期間
- 申請条件の充足に不備があった場合の救済措置

## 5 納税者識別番号 (Tax Identification Number / TIN) の導入

2022年に納税者識別番号が導入されることが提案されました。税務コンプライアンスの向上により税源が拡大することが期待されています。

# PwCマレーシア 日系企業コンサルティング・グループ

## 杉山 雄一・Yuichi Sugiyama

(全体統括・会計監査・会計アドバイザリー・  
新規進出、再編アドバイザリー)

Partner

yuichi.sugiyama@pwc.com  
+603-2173 1191

## 佐藤 祐司・Yuji Sato

(税務全般)  
yuji.sato@pwc.com  
+603-2173 1365

## 本間 稔・Minoru Homma

(移転価格)  
minoru.homma@pwc.com  
+603-2173 0817

## 内田 光紀・Mitsunori Uchida

(会計監査/会計アドバイザリー)  
mitsunori.uchida@pwc.com  
+603-2173 1165

## 北川 隆信・Takanobu Kitagawa

(会計監査)  
takanobu.t.kitagawa@pwc.com  
+603-2173 5288

## ラウ・ウェン・ワー・Lau Weng Wah

(官公庁申請支援、新規進出、再編、  
撤退アドバイザリー)  
weng.wah.lau@pwc.com  
+603-2173 1601

## セリナ・タン・Selina Tan

(間接税、官公庁申請支援、新規進出)  
selina.tan@pwc.com  
+603-2173 1557

# PwC Budget 2022 Webinar (English)

**Date** : 15 November 2021  
**Time** : 9.00am to 12.30pm  
**Contact** : Fazlina Jaafar / Chow Xin Yi  
(03) 2173 3830 / 0267  
**Email** : [events.info@my.pwc.com](mailto:events.info@my.pwc.com)

## Online registration:

[insights.pwc.my/budget2022](https://insights.pwc.my/budget2022)



# Connect with us

## Kuala Lumpur

**Jagdev Singh**  
jagdev.singh@pwc.com  
+60(3) 2173 1469

## Melaka

**Benedict Francis**  
benedict.francis@pwc.com  
+60(7) 218 6000

## Tan Hwa Yin

hwa.yin.tan@pwc.com  
+60(6) 270 7300

## Corporate Tax Services

### Consumer & Industrial Product Services

**Margaret Lee**  
margaret.lee.seet.cheng@pwc.com  
+60(3) 2173 1501

### Steve Chia

steve.chia.siang.hai@pwc.com  
+60(3) 2173 1572

### Emerging Markets

**Fung Mei Lin**  
mei.lin.fung@pwc.com  
+60(3) 2173 1505

### Energy, Utilities & Mining

**Lavindran Sandragasu**  
lavindran.sandragasu@pwc.com  
+60(3) 2173 1494

### Financial Services

**Jennifer Chang**  
jennifer.chang@pwc.com  
+60(3) 2173 1828

### Services & Infrastructure

**Lim Phaik Hoon**  
phaik.hoon.liim@pwc.com  
+60(3) 2173 1535

### Technology, Media and Telecommunications

**Heather Khoo**  
heather.khoo@pwc.com  
+60(3) 2173 1636

## Penang & Ipoh

**Kang Gaik Hong**  
gaik.hong.kang@pwc.com  
+60(4) 238 9225

## Kuching

**Lee Yuien Siang**  
yuien.siang.lee@pwc.com  
+60(8) 252 7202

## Cynthia Ng

cynthia.hh.ng@pwc.com  
+60(3) 2173 1438

## Johor Bahru

**Benedict Francis**  
benedict.francis@pwc.com  
+60(7) 218 6000

## Labuan

**Jennifer Chang**  
jennifer.chang@pwc.com  
+60(3) 2173 1828

## Tax Technology

**Yap Sau Shiung**  
sau.shiung.yap@pwc.com  
+60(3) 2173 1555

## Tax Reporting & Strategy

**Lavindran Sandragasu**  
lavindran.sandragasu@pwc.com  
+60(3) 2173 1494

## Transfer Pricing

**Anushia Soosaipillai**  
anushia.joan.soosaipillai@pwc.com  
+60(3) 2173 1419

## China Desk

**Lorraine Yeoh**  
lorraine.yeoh@pwc.com  
+60(3) 2173 1499

## Japan Desk

**Yuichi Sugiyama**  
yuichi.sugiyama@pwc.com  
+60(3) 2173 1191

## Clifford Yap

clifford.eng.hong.yap@pwc.com  
+60(3) 2173 1446

## Korea Desk

**Keegan Ong**  
keegan.sk.ong@pwc.com  
+60(3) 2173 1684

**TaXavvy** is a newsletter issued by PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. Whilst every care has been taken in compiling this newsletter, we make no representations or warranty (expressed or implied) about the accuracy, suitability, reliability or completeness of the information for any purpose. PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd, its employees and agents accept no liability, and disclaim all responsibility, for the consequences of anyone acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it. Recipients should not act upon it without seeking specific professional advice tailored to your circumstances, requirements or needs.

© 2021 PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" and/or "PwC" refers to the individual members of the PricewaterhouseCoopers organisation in Malaysia, each of which is a separate and independent legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.